

兵庫県稲美町農業委員会  
令和5年7月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年7月25日（火）13時30分～14時35分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出について」  
⇒承認（1件）  
報告第9号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」  
⇒承認（1件）  
議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（6件）  
議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）  
議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（4件）  
議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（13名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）  
13番・福田 修
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
8番・坂元三郎 委員 9番・井澤 守 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和5年7月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し

上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員13名が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、8番坂元三郎委員、9番井澤守委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第8号～第9号及び議案第20号～第23号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議 長： それでは、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡字城ノ谷

地 目： 田

面 積： 1, 8 2 6 m<sup>2</sup>

賃貸人： 地元の所有者

賃借人： 町内在住の農業者

設定された権利： 残存小作

解約理由： 残存小作の解消

解約届出日：令和5年7月6日

解約成立日：令和5年1月10日

土地引渡時期：令和5年7月5日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第9号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字千和池裏 番の一部 (茨池東)

地目：田

面積：530㎡のうち 166㎡

申請人：町内在住の農家

転用目的：農業用倉庫(既設)

受理日：令和5年7月25日

事務局：専決処理の報告で済む届出ですが、設置後の届出ですので、定例会終了後、本日付けでの受理としたいと思います。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ、耕作の事業を行う者が農作物の育成事業のために、2a未満の農地を農業用倉庫に供する転用ですので、稲美町農業委員会として、令和5年7月25日付けで届出人に受理通知書を送付することをご了承願います。

議長：それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は6件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町下草谷字西大道 (下草谷クリーンセンター北方)

地目：田

面積：1,291㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内兼業農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック

栽培作物：水稲

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は井澤委員です。譲受人は申請地の隣の農地を所有し水稲を栽培しているので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年7月20日13時30分～17時30分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、4番山口透委員、12番大西寿々代委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は水稲が植えてありました。譲受人は今後も耕作されると思いますので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」「番号3」は譲受人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号2」「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町北山字金守 (下ノ池南西方)

地目：田

面積：1,391㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター2台・田植機・コンバイン・軽トラック・草刈機

栽培作物：水稲、野菜、麦

「番号3」

所 在：稲美町北山字金守（下ノ池南西方）

地 目：田

面 積：823㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住高齢の所有者

譲受人・農機具・栽培作物は「番号2」と同じ。

議 長： 「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は山田委員です。申請地2筆は隣接しています。譲受人は耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本委員： 申請地2筆はきれいに耕運してありました。譲受人は地元営農組合にも参加されており、営農組合と協力しながらしっかり農業をされるとのこと。給排水も問題ありません。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町中一色字黒岡（凱旋池南西）

地 目：田（農業用施設用地部分は転用届出済）

面 積：373㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター２台・田植機・草刈機・テイラー

栽培作物：水稲・野菜

既存の倉庫は、譲受人が引き続き農業用倉庫として使用。

議長： 「番号４」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は耕作されておらず、草が伸びていますが、譲受人は隣接地にハウスも所有し、農業に熱心に取り組まれていますので許可しても問題ないと思うとの報告をいただいています。

議長： 「番号４」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・大西委員： 申請地は草が伸びていました。倉庫は南北に農機具が出入りできるシャッターがあります。譲受人はハウスで野菜を栽培されている熱心な農家で、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号４」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号５」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号５」

所在：稲美町蛸草字中條 (蛸草農村公園東)

地目：田

面積：460㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：相続により所有者となった町外在住者

譲受人：地元居住者

農機具：農道具・手押し一輪車・草刈機

栽培作物：野菜・果樹

前所有者とともに耕作を始められ、現在まで耕作。

議長： 「番号５」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地はこれまでから譲受人が栽培管理されてきました。引き続き家族とともに農業に取り組まれ

ると思いますので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本委員： 申請地にはいろいろな野菜が植えてありました。果樹も植わっています。堆肥やもみ殻も準備され、土づくりの様子もうかがえました。譲受人は初めて農地を取得されますが、今後も継続して耕作の見込みがあると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所在：稲美町印南字上場	畑	1, 007 m <sup>2</sup>
	畑	1, 312 m <sup>2</sup>
(葡萄園池南東方)	2筆合計	2, 319 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：持ち分1／2ずつの県外在住・町外在住の共有者2名

譲受人：町外在住の農業者（2分の1を取得し単独所有となる）

農機具：トラクター3台・田植機・農用自動車

栽培作物：水稻・野菜

議長： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は唐木委員です。申請地は野菜栽培されていました。譲受人は農業に熱心に取り組まれると思いますので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・山口委員： 申請地 番は低く、耕運されていました。番はキャベツ栽培の跡が見られました。譲受人はこれまでから2分の1の権利を持ち、農業者としてやっておりますので、全部を取得されても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定  
します。

議長： それでは、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申  
請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件で  
す。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町国岡字黒深 田 1, 013 m<sup>2</sup>  
田 789 m<sup>2</sup>  
(国岡東交差点南方) 2筆合計 1, 802 m<sup>2</sup>

申請人： 自営業兼農業

転用目的： 賃貸露天資材置場兼露天駐車場

土地利用計画： 番は切土、 番は盛土し整地する。砕石敷きする。  
隣地との境界は法面仕上げ。雨水は北東角から北側道路側溝  
(用排水路)に放流。賃貸契約は2者。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願  
います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。転用による用排水や道路への  
影響は特にないと思われるが、申請地内の排水はU字溝を設置してい  
ただきたい。また申請地は市街化地域の商業地区に隣接し、周辺には  
飲食店・公園・民家・高齢者施設等がある。転用後しばらくしてから  
の借主変更や土地売買で利用状況が変化し、周辺環境に悪影響を及ぼ  
さないか危惧するところである。慎重な審議をお願いしたいとの報告  
をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地は草が生えていました。東側の田が高く、西が低く  
なっています。西側にはトラクターが入れるくらいの道があります。  
申請地の周囲は法面仕上げで、申請地全体に北東角に向かって傾斜を  
つけ、雨水は北側道路側溝に流す計画です。周辺農地や農業用水、道  
路等への影響は特にないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町和田字高岡 （幸竹集落西方）

地目： 田

面積： 190㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡（貸付）人： 地元所有者

譲受（借受）人： 同居の親族

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 南側農地との分筆線は重力式擁壁設置し、北側実家進入路程度まで盛土する。西側道路側は地先境界工事する。雨水は南東角から貸付人所有の農地を通り、東側側既設水路へ放流、汚水は北東角から西側道路埋設の公共下水に接続する。残る農地の給排水は南側にある。

都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は貸付人所有の農地から分筆します。残る農地の給排水は問題ない。水稻の刈取りまでは現在の進入口を使用できると聞いていますが、宅地造成するとなくなってしまうので、新たに降り口を設ける必要があると思う。計画にあるとおり雨水放流用の溝を農地内に設け、既設水路に放流するのであれば、用排水、道路への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地部分は夏草が生えた畑です。西は道路、東は実家、北は実家への進入路、南は田です。雨水は貸付人所有の農地部分を通じて東側既存の水路へ放流、汚水は公共下水道に接続する計画ですので、転用による農地や用排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町和田字鳥ハミ	田	4 8 0 m <sup>2</sup>
	田	1, 0 2 2 m <sup>2</sup>
	田	6 8 m <sup>2</sup>
(和田東山団地西) 3筆合計		1, 5 7 0 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業・自動販売機設置・太陽光発電事業者

転用目的：分譲住宅用地及び露天駐車場

土地利用計画： 東側・北側道路高さまで盛土、整地し、5区画作る。  
北側・西側・南側は擁壁する。東側道路境界は地先ブロック、北側道路は拡幅する。雨水は計画地内道路側溝から区域内に新設する水路を経由し、西側既設水路へ放流。各戸の汚水は北側道路埋設の公共下水道に接続。

和田地区特別指定区域の「新規居住者の住宅区域」、開発許可申請済。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は町道・民家などに囲まれており、西の農地との間には水路があります。開発地内の排水も計画されており、公共下水道に接続することから転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特に無いと思われるとの報告をいた

だいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は保全管理されていきました。申請地は道路高さまで  
地上げします。雨水・汚水の排水計画もありますので、転用による農  
地や用排水、道路への影響は心配ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はござ  
いませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を  
求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移  
転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定しま  
す。

次の「番号3」ですが、この議案では、 番 委員が、農業  
委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に抵触しますの  
で、 委員の退席を求めます。

( 委員 退席)

それでは「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町野谷字愛宕 (相生池南方)

地 目： 畑

面 積： 499㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡(貸付)人： 地元農業者

譲受(借受)人： 町外在住の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 北・西・南はCP土留め(型枠用ブロック内に鉄筋と  
生コン注入する)設置。神社に続く南側の道に対しては少し  
控えて設置する。東側道路高さまで盛土し、住宅1棟建築。  
雨水は北側に残る貸付人農地に2か所から放流、汚水は東側  
道路埋設の集落排水に接続する。

都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付待ち。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願  
います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地の東側と南側は道路、西側と北側は畑、北の畑は貸付人所有です。申請地も含め周辺の畑には農業用水及び排水路は認められません。転用による道路等への影響は問題無いと思われませんが、雨水排水については考察が必要との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・山口委員： 申請地はモアで草刈りしたあとでした。汚水は集落排水に接続されますが、雨水は北側の貸付人所有の農地へ流す計画になっています。周辺には道路側溝などの排水施設が全くなく、畑へ流すことはやむを得ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

退席中の 番 委員 は自席にお戻りください。

( 委員 席に戻る)

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在： 稲美町加古字千和池裏 (茨池東方)

地 目： 田 (農業用施設用地)

面 積： 6 4 5 m<sup>2</sup>

移動する権利： 使用貸借権

譲渡 (貸付) 人： 地元農業者

譲受 (借受) 人： 地元農業者の子

転用目的： 農業用倉庫

土地利用計画： 東西隣地境界は縁石、ハウスが有る南側農地との境界は重力擁壁設置し、盛土する。倉庫1棟建築。碎石敷し、一部コンクリート仕上げ。雨水は東側水路へ。汚水は敷地内に浄化槽を設置し、東側水路へ放流。申請地内の給水バルブは、隣接の農地にも使用しているため、残すことで土地改良区と合意し

ている。新築許可申請待ち。

議長： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地の東は水路、南はビニールハウス、北は農地、西は農道です。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われませんが、工事車両によって農道の損傷が起こらないか気になりますとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・山口委員： 申請地はひざ元まで草が生えていました。申請者は認定農業者です。隣接農地側は擁壁されるようですし、雨水は東側既存水路に放流、汚水も申請地内浄化槽経由で東側水路に放流する計画ですので、転用による農地や排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番 委員、が抵触しますので、 委員の退席を求めます。

( 委員 退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 9件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 8件

申請筆数： 17筆

申請面積： 19, 271 m<sup>2</sup>

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：9件

利用権を設定する申請者（貸付者）：8件

申請筆数：17筆

申請面積：19,271㎡

農地中間管理機構が借受け転貸を同時に行うものは、ありません。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の 番 委員 は自席にお戻りください。

（ 委員 席に戻る）

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年7月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年7月25日

議長 坂本英正

委員 坂元三郎

委員 井澤守